

お知らせ



行政サービスの向上を目指します

押印の一部見直しについて

☎ 総務課 人事電算係 ☎65・1100

令和4年9月1日より順次スタート!



町では、住民の皆様の利便性の向上や業務の効率化のため、「国の法令などで規定されているもの」「合理的な理由があるもの」を除き、押印見直しに取り組んでいます。

押印を義務付けている手続き約600件のうち、条例、規則などに基づく手続きを中心に約300件について押印廃止とし、9月1日より順次、押印見直しを実施いたします。



押印を廃止することは行政手続きの簡素化となり、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国も押印廃止を推進しています。残りの押印を存続する申請書などについても、継続し見直しを行っていきます。

〇押印見直しを実施した件数

	全体件数	見直し件数	継続検討など
例規・様式など	604	301	303 ※

令和4年6月末時点

※継続検討などの件数は、引き続き押印が必要なものも含まれます。

〇押印を廃止した申請書などについては、今後桂川町のホームページに掲載を行っていきます。

補助金



桂川町結婚新生活支援事業 結婚新生活を始めるための 費用を助成します

桂川町結婚新生活支援事業

☎ 企画財政課 企画広報係 ☎65・1085

桂川町では、新婚世帯の新居の取得費用、家賃、引越費用、リフォーム費用について、1世帯あたり最大で30万円を補助します。(夫婦ともに29歳以下は最大60万円)

【対象】

〇令和4年1月1日〜令和5年3月31日までの間に婚姻届けを提出し、受理されること。

〇夫婦とともに桂川町に住居登録されており、夫婦の双方又は一方が新居に住居を移していること。

〇申請日から2年以上継続して居住する意思があること。

〇夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること。

〇夫婦の所得の合計額が400万円未満であること。

〇過去にこの制度に基づく補助金等を受けたことがないこと。

※その他にも条件があります。

【申請期間】令和5年3月31日まで

【助成額】1世帯当たり上限30万円(ただし夫婦ともに29歳以下は上限60万円)

※予算額に達した時点で受付を終了します。詳細については、「桂川町結婚新生活支援事業」

で検索の上、HPをご覧ください。